

## ○松戸市下水道指定工事店等の処分等に関する基準

### (趣旨)

第1条 この基準は、松戸市下水道指定工事店及び指定工事店以外の排水設備工事を行った者（以下「指定工事店等」という）が、松戸市下水道条例（以下「条例」という）、松戸市下水道条例施行規則（以下「規則」という）または松戸市下水道指定工事店規則（以下「工事店規則」という）に違反する行為を行った場合の処分等について必要な事項を定めるものとする。

### (違反行為等の確認)

第2条 市長は、指定工事店等が、別表第1の審査項目のいずれかに該当する不正な工事または行為（以下「違反行為等」という。）を行ったと認めるときは、当該違反行為等を調査し、事実を確認のうえ、違反行為者に対し通知する。

### (処分及び指導)

第3条 市長は、指定工事店等が違反行為等を行ったと認められた場合において、条例第8条の6及び第30条の規定による処分のほか、文書による指導(第1号様式, 第2号様式)を行うことができる。

2 前項の規定による処分及び指導は、別表第1に定める基準に従い、行うものとする。

### (処分及び指導の基準)

第4条 前条第1項に規定する処分及び指導は、違反点数法(違反行為等が確認された場合に、指定工事店が行った違反行為等の内容に応じ違反点数を付加する方法をいう)により行うものとし、その基準は、別表第2に定めるとおりとする。

2 市長は、1件の工事につき、複数の違反行為等に該当することが認められた場合については、前項に相当する違反点数の合計とすることができる。

3 指定工事店は、各自の違反点数の状況を確認することができる。

### (審査委員会)

第5条 別表2に定める処分(違反点数60点未満の文書による指導を除く)をするときは、松戸市下水道指定工事店等処分審査委員会の審議を経るものとする。

### (聴聞等の実施)

第6条 市長は、違反行為等が処分に相当すると認められるときは、違反行為等を行った者に対し、松戸市行政手続条例(平成8年松戸市条例第16号)に基づき、聴聞又は弁明の機会を付与する。聴聞通知書等は、松戸市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則(平成6年松戸市規則第50号)の様式に準ずる。

(処分の決定及び通知)

第7条 市長は、前条の結果を受け、処分を決定し、当該処分の内容を指定工事店等に対して速やかに処分内容を通知する。

2 指定工事店の指定取消及び停止の通知書は、工事店規則の様式に準ずる。過料の通知書は、処分決定通知書（第3号様式）により通知する。

3 市長は、第3条第1項の規定にかかわらず、理由があると認められるときは、処分の内容を軽減することができる。

(違反点数の消滅)

第8条 第4条第1項の規定により付加された違反点数は、違反点数を付加された最後の日以降、1年を経過した場合、消滅するものとする。

(排水設備の新設等の工事に係る施工の禁止)

第9条 処分を受けた松戸市下水道指定工事店は、取消日以降又は効力の停止期間中において、市内における排水設備等の新設等の工事を施工することができない。

ただし、取消日又は効力の停止開始日より前に、排水設備等計画確認を受けている排水設備工事については、当該工事の完了まで施工することができる。

(委任)

第10条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この基準は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1(第2条関係)

違反行為等に対する処分基準(指定工事店等に対する処分)

関係条例等	違反行為等審査項目	加点数
(1) 申請・確認 (工事店規則第3条第4号のウ)	① 条例第6条第1項の確認を受けずに工事を着手したとき。	40
(2) 施工 (条例第8条) (工事店規則第3条第4号のウ)	① 排水設備の汚水系統が汚水本管へ接続されていないとき。	30
	② 排水設備の雨水系統が汚水系統へ接続されていたとき。(ただし、合流地域を除く)	10
	③ 指定工事店以外の者が排水設備工事を行ったとき。	100
(3) 検査 (工事店規則第3条第4号のウ)	① 条例第7条第1項の完了届提出を怠り、検査を受けなかったとき。	15
(4) 資格要件 (工事店規則第3条) (条例第8条の4)	① 千葉県内に営業所がなくなったとき。	100
	② 千葉県水道事業給水条例の規定による指定給水装置工事事業者の資格を喪失したとき。	100
	③ 専任の責任技術者が欠けたとき。	100
	④ 破産者で復権を得ない者に該当したとき。	100
	⑤ 松戸市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員に該当したとき。(法人の場合は、その代表者)	100
(5) 申請 (工事店規則第3条)	① 指定申請書類等に虚偽の内容を記載したとき。	60以上 ※①
(6) その他 不適格事項	① 千葉県水道事業給水条例の規定による指定停止処分を受けたとき。	60以上 ※②

※①：虚偽内容が資格要件に満たない場合は、100点とする。

※②：千葉県水道事業給水装置の指名停止期間に準ずる。

別表第2(第4条関係)

違反行為等に対する処分及び指導の基準

点数	行為者	
	指定工事店	指定工事店以外の排水設備工事を行った者(指定工事店外)
① 30点未満	文書注意	5万円以下の過料
② 30点以上60点未満	文書警告	
④ 60点以上80点未満	3ヶ月の指定停止	
⑤ 80点以上100点未満	6ヶ月の指定停止	
⑥ 100点以上	指定取消	

第 号  
年 月 日

住所

氏名又は名称

(代表者氏名)

様

松戸市長

印

排水設備設置工事に係る文書注意

下記の通り違反行為があったので、松戸市下水道指定工事店等の処分に関する基準により下記の通り通知します。

今後は、このような違反行為がないよう下水道法及び関係法規、並びに松戸市下水道条例及び関係法規を遵守の上、排水設備工事を行うよう万全を期されたい。

【違反行為】

指摘日			
違反行為の場所	松戸市		
違反行為の内容			
違反に関する 累積点数等	累計点数	点	今回の違反点数 点 前回までの点数 点
備考	点数の消滅	年 月 日	

第 号  
年 月 日

住所

氏名又は名称

(代表者氏名)

様

松戸市長

印

## 排水設備設置工事に係る文書警告

下記の通り違反行為があったので、松戸市下水道指定工事店等の処分に関する基準により下記の通り通知します。

つきましては、下水道法及び関係法規、並びに松戸市下水道条例及び関係法規を遵守の上、松戸市下水道指定工事店として、手続及び工事の違反がないように徹底すること。

## 【違反行為】

指摘日			
違反行為の場所	松戸市		
違反行為の内容			
違反に関する 累積点数等	累計点数	点	今回の違反点数 点 前回までの点数 点
備考	点数の消滅	年	月 日

処分決定通知書 <div style="float: right;">                     第 号                      年 月 日                 </div> 住所 氏名又は名称 (代表者氏名) 様 <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">                     松戸市長 印                 </div> <p>下水道条例第30条により下記のとおり処分を決定したので、通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p>		
違反行為に 対する処分	<input type="checkbox"/> 過料 (松戸市下水道条例第30条)	
処分の理由		
違反に関する 累積点数等	累計点数 点	今回の違反点数 点 前回までの点数 点
処分年月日	年 月 日	
処分に対する 審査請求等 に関する教示	1 この処分不服がある場合は、この通知を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、松戸市長に対して審査請求を行うことができます (なお、この通知を受け取った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。) 2 この処分の取消しを求める訴えは、この通知を受け取った日の翌日から起算して6月以内に、松戸市を被告として(訴訟において松戸市を代表する者は松戸市長となります。)提起することができます (なお、この通知を受け取った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると訴えを提起することができなくなります。) ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決の通知を受け取った日の翌日から起算して6月以内に処分の取消しを求める訴えを提起することができます。	